

第1回嬉野市議会定例会

追加議案

令和3年3月9日提出

嬉野市

議案番号	提出年月日	議案名	頁
28	令和3年3月9日	嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例について	1
29	〃	嬉野市教育委員会委員の任命について	3

議案第28号

嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例について

嬉野市印鑑条例（平成18年嬉野市条例第13号）の一部を別紙のように改正する。

令和3年3月9日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 印鑑登録証明書のオンライン申請及びコンビニ交付の実施に伴い、交付手続きが変更になるため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例

嬉野市印鑑条例(平成18年嬉野市条例第13号)の一部を次のように改正する。
第14条第2項を次のように改める。

2 登録者が、本市の電子情報処理組織(本市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と登録者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して前項の請求を行うときは、同項の規定にかかわらず、登録証を添えることを要しない。この場合において、登録者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、電子証明書と併せて送信する方法その他市長が適当と認める方法により、これを送信しなければならない。

第14条に次の2項を加える。

3 市長は、第1項の請求があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、請求が適正であることを確認の上、請求をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

4 市長は、第2項の請求があったときは、個人番号カード及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該請求が適正であることを確認した上で、郵便により請求者に対し印鑑登録証明書を交付するものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条の2 登録者で、個人番号カードの交付を受けたものは、当該個人番号カードを使用し、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を請求し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の次に1条を加える改正規定は、令和3年12月1日から施行する。

議案第29号

嬉野市教育委員会委員の任命について

下記の者を嬉野市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字馬場下甲3053番地

氏 名 永田 由美

昭和31年9月10日生

令和3年3月9日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市教育委員会委員の任期が令和3年3月31日で満了となるため再度任命したいので、議会の同意を求める必要がある。